

関係法令集

<火薬類取締法施行規則（抄）>

（定置式製造設備に係る技術上の基準）

第四条 製造設備が定置式製造設備であつて、火薬類の製造作業（不発弾等の解撤作業を除く。）を行う製造施設における法第七条第一号の規定による製造施設の構造、位置及び設備の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一～三 （略）

四 （略）。この場合において、これらの表の保安距離に対応する停滞量を越えて火薬類を存置する場合の保安距離は、次の算式により計算した距離とする。

（略）

（分母の停滞量に対する保安距離）×（存置しようとする数量の立方根）

$$\text{距離} = \frac{\text{（分母の停滞量に対する保安距離）} \times \text{（存置しようとする数量の立方根）}}{\text{この表の停滞量の立方根}}$$

四の二～（略）

（定置式製造設備に係る製造方法の基準）

第五条 製造設備が定置式製造設備であつて、火薬類の製造作業（不発弾等の解撤作業を除く。）を行う製造施設における法第七条第二号の規定による製造方法の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一～八 （略）

九 危険工室等には、経済産業大臣が告示で定める数量の範囲内で、それぞれ停滞量及び同時に存置することができる火薬類の原料の最大数量を定め、これを越えて火薬類又はその原料を存置しないこと。

十～三十五（略）

2 （略）

3 第一項第三号、第六号から第九号まで、一（略）一に規定する基準については、経済産業大臣が製造方法、土地又は設備の状況その他の関係により危険のおそれがないと認めた場合に限り、当該規定にかかわらず、その程度に応じて認めたものをもって基準とする。

<火薬類の製造施設の構造、位置及び設備並びに製造方法の技術上の基準の細目を定める告示（抄）>

（停滞量等の範囲）

第十三条 規則第五条第一項第九号の数量の範囲は、別表の停滞量の範囲の項及び同時に存置することができる火薬類の原料の最大数量の範囲の項に掲げる数量とする。

別表（第三条、第十二条、第十三条関係）

危険工室等の区分		停滞量の範囲	同時に存置することができる火薬類の原料の最大数量の範囲	定員の範囲			保安間隔	
製造する火薬類の種類	作業工程等の区分			作業者	運搬者	試料採取者		
		(以下)	(以下)	人 (以下)			メートル (以上)	
(34)	信号焰管若しくは信号火せん又はこれらの原料用火薬	配合工程	100キログラム	0.5日分	2	1	1	$3.0 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}}$ [6]
		発火薬製造工程	5キログラム		10	1	1	$2.4 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}}$ [5]
		てん薬工程	200キログラム		10	1	1	
		組立仕上工程	500キログラム		15	2	0	
		乾燥工程（日乾場を除く。）	500キログラム		2	1	0	
		日乾場	500キログラム		3	3	0	$1.5 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}}$ [6]
		一時置場	1,000キログラム		0	2	0	$2.0 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}}$ [8]